

第4章 資料編

1 用語の解説

《あ》

アスベスト

天然の鉱物であり、高い抗張力と柔軟性を持つ繊維状集合をなすものの総称である。不燃性、絶縁性、耐摩耗性、耐薬品性等に優れ、安価であるため、主に建築用材料として利用されてきたが、非常に細かい繊維のため、吸引すると気管支や肺の一番奥の細胞まで入り込み、ガンを引き起こす可能性を持つ発ガン性物質。

《う》

雨水イオン分析

雨に含まれるイオン成分を分析することで、その成分が、海水に由来するものか、鉱物に由来するものか、あるいは大気汚染物質に由来するものかを判断する目安になるとともに、土壌・水域への影響を判断する指標となる。

雨水を酸性化する原因物質には、硫黄酸化物に起因する硫酸イオンと、自動車排ガス等に含まれる窒素酸化物が主な原因である硝酸イオンがある。逆にアンモニウムイオン（大気中のアンモニアガスによるものの他、人間活動により発生する）やカルシウムイオン（海塩粒子や土壌（黄砂）やコンクリート、道路粉塵等が原因となる）は酸性雨を中和させる物質である。

うちエコ診断

環境省のガイドラインに基づき、「うちエコ診断士」が環境省の「うちエコ診断ソフト」を用いて、各家庭のライフスタイルや地域特性に応じたきめ細かい診断・アドバイスを実施することにより、効果的に家庭からの二酸化炭素排出量の削減・抑制を推進していく制度。

運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1ヶ所当たり面積15～75haを標準として配置する。

《お》

温室効果ガス

二酸化炭素やメタンなど、地表から放出される赤外線エネルギーを吸収し、熱の放散を妨げ、熱を閉じこめる性質を持つ気体の総称。

《か》

街区公園

主に街区の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園。面積0.25haを標準として250m以内の距離で行けるように配置する。

化学的酸素要求量（COD）

試料に酸化剤を加えて一定の条件下（100℃、30 分間）で反応させ、そのとき消費した酸化剤の量を酸素の量に換算したもの。水質汚濁の指標の 1 つとなっており、この値が大きいほど水中の有機物が多く、汚濁の程度も大きいことになる。

河川処理率

1 日あたりの河川水量において、浄化施設内で 1 日に処理される量を率で表したもの。

環境基準

国が定めている、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。

環境マネジメントシステム

企業などの事業活動において、原料調達や製造過程、製品の廃棄などによって何らかの環境に負荷を与えていることを認識し、これらの負荷を最低限に抑えるためのシステム。組織が自ら環境方針を設定し、計画を立案（Plan）、実行（Do）、点検（Check）を行い、見直す（Action）という一連の行為により、継続的に環境負荷低減を実施する仕組み。

環境教育

環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行う教育活動。

環境ホルモン

「外因性内分泌攪乱化学物質」の俗称。微量の摂取で成長や生殖に関わるホルモンの正常な作用を阻害するといわれているが、研究が行われてまだ日が浅く、未解明な部分も多い。

官能試験法

悪臭の測定のひとつで、試薬等を使用せず味覚・嗅覚等人間の感覚に基づいた試験法。臭気については分析機器より人間の嗅覚のほうが複合臭気での判定となることから、より現実性のある判定となる。

《き》

給水人口

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口。

近郊緑地

近郊整備地帯内の緑地であって、樹林地、水辺地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有しているもの。

近隣公園

主に近隣の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園。面積 2ha を標準として 500m 以内の距離で行けるように配置する。

《け》

健康保護項目

公共用水域の水質汚濁に関する水質環境基準のうち、人体に有害な物質などを規制し、人の健康を保護するための基準。有害物質 27 項目について、全水域一律の基準が設定されている。

《こ》

光化学オキシダント

自動車の排気ガス等に含まれる窒素酸化物と炭化水素の光化学反応で生成する大気汚染物質の総称で、OX とも略記される。代表的なものとしては、オゾンやPAN等の過酸化物などがある。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、かんがい用水路など、公共の用に供される水域と水路の総称。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道。

《さ》

酸性雨

空气中に排出された硫黄酸化物、窒素酸化物が化学反応により酸性粒子・ガス化し、それらを取り込んだ雨や霧が強い酸性を示す現象。森林における樹木の枯死や湖沼の水生生物の死滅など、環境にさまざまな影響を与える。

《し》

食のバリューチェーン

農林水産物の生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を高めながらつなぎあわせることにより、食を基軸とする付加価値の連鎖をつくること。

《す》

水素イオン濃度

pHで表す。pH=7で中性、pH<7で酸性、pH>7でアルカリ性。

水域類型

河川、湖沼、海域の各水域について、その利用目的などを踏まえて類型化したもの。水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境保全項目については、各水域について水域類型を指定し、その類型に対応する基準で規制される。

《せ》

生活環境保全に関する項目

公共用水域の水質汚濁に関する水質環境基準のうち、水質の劣化を防止し、良好な生活環境を保全するための基準で、生活環境項目ともいう。公共用水域をいくつかの類型に分け、pH、BODなど9項目について、類型ごとに基準が設定されている。

生物化学的酸素要求量（BOD）

河川の有機物による水質汚濁の指標の代表的なもの。水中の有機物が、好気性微生物によって酸化分解されるときに消費される溶存酸素の量であり、数値が大きければ汚濁物質が多いことを意味する。

《そ》

総合公園

休息や観賞、散歩、運動などを目的に市民が総合的に利用できる公園で、10～50ha が標準的な規模である。

《た》

太陽光発電

太陽の光エネルギーを吸収して電気に変える太陽電池を使った発電方法。太陽光発電システムは、太陽電池を配置した太陽電池パネルと、太陽電池で発電した電気を家庭用の交流 100V に変えるインバーターで大枠が構成され、この他に電気の逆流を防ぎ、集電する接続箱、電力売買電メーターなどが加わる。

太陽電池

太陽の光が入射したときの日射量に応じて電気を起こす半導体で、P V（Photovoltaic）と呼ばれている。

太陽電池パネル

太陽電池として使用できる最小の単位（セル）をつなぎ合わせ、ガラスやプラスチックで保護して、設置しやすくしたもの。太陽電池モジュールとも呼ばれる。

ダイオキシン類

塩化ビニル等の塩素化合物が燃焼する過程で生成する物質の総称。微量で発ガン性等の人体に有害な毒性を持つ。

大腸菌群数

人畜の排泄物による水質汚濁の指標の一つ。試水中の大腸菌を寒天培地で培養して、その群数を計測したもの。

《ち》

地球環境問題

人間の活動範囲の拡大などに伴い発生してきた環境問題。地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨、森林の減少、海洋汚染など、地球全体の環境に影響する問題をいう。

地球温暖化

人間のさまざまな活動により、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が上昇し、地球全体の気温上昇を引き起こす現象。地球規模の気候変動、極地の氷が溶けることによる海面上昇など、地球全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

地区公園

徒歩圏内の住民を対象とした公園。面積 4ha を標準としてスポーツ施設や休養施設が設置され、1km 以内の距離で行けるように配置する。

《て》

デシベル(dB)

騒音・振動の単位。

《と》

等価騒音レベル(LAeq)

環境騒音や自動車交通騒音の評価方法として用いられ、一定時間内で変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したものの。

透視度

水の透明度。数値が大きいほど透明度が高い。

都市緑地

都市の自然環境の保全や景観を向上させるために設けられる緑地。面積 0.1ha 以上を標準としている。

《な》

75%値(75%水質値)

BOD(生物化学的酸素要求量)やCOD(化学的酸素要求量)などの水質環境基準における生活環境項目の適合性を判断する方法として、河川の低水量時を考慮し、年間を通して4分の3の日数はその値を超えない水質レベルを示す数値。具体的には、年間の日間平均値のデータを小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目(nは日間平均値のデータ数)の値を75%値とする。

《に》

二酸化硫黄(SO₂)

硫酸酸化物の中でも代表的な大気汚染物質で、硫黄に酸素原子2つが結びついた構造を持つ(SO₂)。主に不純物として硫黄を含む化石燃料の燃焼により発生する。

二酸化窒素(NO₂)

窒素酸化物の中でも代表的な大気汚染物質で、窒素に酸素原子2つが結びついた構造を持つ(NO₂)。物の燃焼に伴い発生し、工場や火力発電、自動車、船舶、飛行機、家庭の暖房など発生源が非常に多岐にわたる。

《ね》

年間有収水量

1年間で料金徴収の対象となった水量。

《の》

農業用水項目

水稻の正常な生育のために望ましい、かんがい用水の水質指標となる項目。

《は》

配水量

配水池、配水ポンプなどから配水管に送り出された水量。

パワーコンディショナー（インバーター）

太陽電池で発電された直流電気を、電力会社と同じ交流電気に変え、家庭用電化製品に使えるようにする装置。インバーターとも呼ばれる。電力変換効率は、各メーカーとも 90～95%程度である。

《ひ》

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが 2.5 μm 以下の微粒子のこと。発生源は、化石燃料の燃焼（ディーゼル排気粒子など）で発生する一次粒子や硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状大気汚染物質の大気中での化学反応により粒子化した二次粒子などがあり、環境基準を超えても直ちに健康に影響するわけではないが、高齢者や肺などに病気を持つ人への影響がある。

《ふ》

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状の汚染物質で粒径が 10 μm 以下のもの。

浮遊物質（SS）

水中に浮遊する粒径 2mm 以下の小粒子状物体で、有機物、無機物を含む固形物の総称。水の濁りの原因になるもので懸濁物質ともいう。

風致地区

都市計画法に基づき、都市における良好な自然的景観を形成している土地について、その風致を維持し、環境保全を図るために定める地区。

《め》

面的評価

幹線を担う道路（国道、県道、4車線以上の市道）に面する地域で住居等が存在する地域を対象に道路端から 50m の範囲内にある全ての住宅等について環境基準の達成する戸数及び割合を把握する方法。

《ゆ》

有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で、大気の汚染の原因の一部とされるもの。ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質を指す。

《よ》

溶存酸素量（DO）

水に溶けている酸素の量。

要請限度

騒音規制法及び振動規制法に基づく自動車の騒音・振動について改善を要請するための基準。要請限度を超えている場合、県公安委員会に交通規制などの措置（騒音・振動）、道路管理者に当該道路の振動防止のための舗装、維持、修繕などの措置（振動）を要請できる。

《り》

緑道

災害時における避難路の確保、都市生活の安全性および快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区または近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地。幅員10～20mを標準として、公園・学校・ショッピングストア・駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

《C》

COP21（コップにじゅういち）

国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議の略称。2011年のCOP17で、20年以降の新たな温暖化対策の国際枠組みをCOP21で採択することを決めた。先進国だけに対策を義務づけてきた京都議定書に代わり、途上国を含むすべての国が参加する枠組みをめざす。

《H》

HEMS（ヘムス）

ホームエネルギー管理システム（Home Energy Management System）の略であり、エネルギー管理システム（EMS）とは電力使用量の可視化、節電のための機器制御、太陽光発電等の再生可能エネルギーや蓄電池の制御などを自動で行うシステム。

《I》

ICT（アイシーティ）

インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー（Information and Communication Technology）の略であり、情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT（Information Technology）」に代わる言葉として使われている。

《L》

LED

発光ダイオード (Light Emitting Diode) の略称で、順方向に電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。

《M》

MPN

最確数ともいう。統計的に計算された数値。大腸菌群数に用いられる単位。

《N》

ng

重さの単位。ナノグラム。1 ng = 10 億分の 1 グラム。

《P》

pg

重さの単位。ピコグラム。1 pg = 1 兆分の 1 グラム。

ppm

割合の単位。百万分の 1。大気汚染物質の場合は $1 \text{ ppm} = 1 \text{ cm}^3/\text{m}^3$ 。

《V》

V2H (ビークル トゥ ホーム) システム

電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用する機能を有するシステムのこと。

2 平成30年度測定データ

(1) 大気質

① 雨水水素イオン濃度

(pH)

測定地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
学研サイエンスプラザ	5.1	5.1	5.1	5.1	6.4	4.9	5.3	5.3
市役所	5.1	5.0	5.0	5.2	6.2	5.0	5.6	5.3
浄化センター	4.9	5.1	5.1	5.2	6.2	5.2	5.5	4.9
平均値	5.0	5.1	5.1	5.2	6.3	5.0	5.5	5.2

測定地点	12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値
学研サイエンスプラザ	5.2	4.9	5.5	5.3	5.3	6.4	4.9
市役所	5.3	4.9	5.2	5.1	5.2	6.2	4.9
浄化センター	5.2	5.0	5.2	5.1	5.2	6.2	4.9
平均値	5.2	4.9	5.3	5.2	5.2		

※平均値は降水量の重みをかけた加重平均値

※加重平均値（1ヶ月間の降水を全て混合した場合の値）

② 二酸化硫黄（SO₂）

(SO₂ppm)

測定地点		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
北地区	学研サイエンスプラザ	0.0031	0.0031	0.0030	0.0030	0.0030	0.0030	0.0030	0.0030
中地区	生駒台小学校	0.0031	0.0031	0.0031	0.0031	0.0031	0.0031	0.0031	0.0030
	消防本部	0.0033	0.0031	0.0031	0.0030	0.0030	0.0030	0.0030	0.0030
	市役所	0.0032	0.0032	0.0031	0.0031	0.0031	0.0031	0.0031	0.0031
南地区	大瀬中学校	0.0031	0.0031	0.0031	0.0030	0.0031	0.0031	0.0030	0.0030
	有里第1公園	0.0032	0.0030	0.0031	0.0030	0.0030	0.0030	0.0030	0.0031
	生駒南小学校	0.0030	0.0032	0.0031	0.0031	0.0031	0.0030	0.0032	0.0030
平均値		0.0031	0.0031	0.0031	0.0030	0.0031	0.0030	0.0031	0.0030

測定地点		12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値
北地区	学研サイエンスプラザ	0.0030	0.0030	0.0030	0.0031	0.0030	0.0031	0.0030
中地区	生駒台小学校	0.0031	0.0031	0.0031	0.0031	0.0031	0.0031	0.0030
	消防本部	0.0031	0.0031	0.0031	0.0031	0.0031	0.0033	0.0030
	市役所	0.0031	0.0032	0.0032	0.0032	0.0031	0.0032	0.0031
南地区	大瀬中学校	0.0031	0.0031	0.0031	0.0032	0.0031	0.0032	0.0030
	有里第1公園	0.0031	0.0030	0.0031	0.0031	0.0031	0.0032	0.0030
	生駒南小学校	0.0031	0.0032	0.0032	0.0032	0.0031	0.0032	0.0030
平均値		0.0031	0.0031	0.0031	0.0031	0.0031		

※測定はトリエタノールアミン円筒ろ紙法で得た値をSO₂値(ppm)に換算したものである。

③ 二酸化窒素 (NO₂)

(NO₂ppm)

測定地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
北地区	土地改良区	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005	0.006	0.006
	学研サイエンスプラザ	0.005	0.006	0.005	0.006	0.005	0.007	0.006
	上町自治会館	0.006	0.006	0.005	0.006	0.006	0.007	0.008
中地区	生駒台小学校	0.006	0.006	0.005	0.006	0.005	0.007	0.008
	桜ヶ丘小学校	0.006	0.007	0.006	0.006	0.006	0.008	0.009
	消防本部	0.006	0.007	0.006	0.006	0.006	0.007	0.008
	市役所	0.005	0.006	0.005	0.006	0.006	0.007	0.008
南地区	生駒高校	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.006	0.007
	大瀬中学校	0.005	0.005	0.006	0.005	0.006	0.007	0.007
	有里第1公園	0.006	0.006	0.005	0.006	0.006	0.008	0.009
	生駒南小学校	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005	0.006	0.007
	竜田川浄化センター	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005	0.007	0.007
西地区	山麓公園	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.006	0.005
	暗峠	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.006	0.005
平均値	0.005	0.006	0.005	0.006	0.005	0.007	0.007	0.007

測定地点	12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値
北地区	土地改良区	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	0.007
	学研サイエンスプラザ	0.008	0.007	0.008	0.008	0.007	0.008
	上町自治会館	0.008	0.009	0.008	0.009	0.007	0.009
中地区	生駒台小学校	0.009	0.010	0.010	0.009	0.007	0.010
	桜ヶ丘小学校	0.009	0.010	0.010	0.010	0.008	0.010
	消防本部	0.009	0.010	0.010	0.010	0.008	0.010
	市役所	0.009	0.009	0.010	0.008	0.007	0.010
南地区	生駒高校	0.008	0.008	0.008	0.008	0.006	0.008
	大瀬中学校	0.007	0.007	0.008	0.008	0.007	0.008
	有里第1公園	0.009	0.008	0.009	0.009	0.007	0.009
	生駒南小学校	0.007	0.008	0.008	0.007	0.006	0.008
	竜田川浄化センター	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006	0.008
西地区	山麓公園	0.006	0.007	0.007	0.007	0.006	0.007
	暗峠	0.006	0.006	0.007	0.006	0.006	0.007
平均値	0.008	0.008	0.008	0.008	0.007		

※測定はトリエタノールアミン円筒ろ紙法で得た値をNO₂値(ppm)に換算したものである。

(2) 河川水質

① 竜田川本流

地点	測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
阪奈 道路 路下	水素イオン濃度	pH 7.5	7.9	7.5	8.0	7.2	7.9	7.6	8.1
	BOD	mg/l 7.4	2.8	5.0	4.7	5.1	2.5	4.4	3.7
	浮遊物質(SS)	mg/l 3.0	1.0	1.0	9.0	1.0	1.0	1.0	1
	溶存酸素(DO)	mg/l 8.3	8.8	8.4	8.0	6.7	7.6	8.0	8.0
	大腸菌群数	MPN/100ml -	17,000	-	-	49,000	-	-	49,000
	流量	m3/s -	0.079	-	-	0.037	-	-	0.038
	東生 駒川 合流 前	水素イオン濃度	pH 7.8	8.0	7.5	8.1	9.0	8.2	7.7
BOD		mg/l 4.6	4.8	3.9	3.1	1.8	1.6	3.0	2.6
浮遊物質(SS)		mg/l 2	2	1	3	<1	1	1	1
溶存酸素(DO)		mg/l 10.0	8.9	9.6	8.8	10	9.4	10	10.0
大腸菌群数		MPN/100ml -	79,000	-	-	49,000	-	-	49,000
流量		m3/s -	0.310	-	-	0.130	-	-	0.120
全窒素		mg/l -	3.0	-	-	3.4	-	-	4.4
全リン		mg/l -	0.24	-	-	0.80	-	-	0.51
陰イオン界面活性剤		mg/l -	0.27	-	-	0.02	-	-	0.1
大宮 橋下	水素イオン濃度	pH 7.6	8.1	7.2	8.1	8.9	7.9	7.3	8.1
	BOD	mg/l 5.1	3.2	4.1	2.8	3.1	2.1	2.8	2.9
	浮遊物質(SS)	mg/l 2.0	3.0	2	3.0	2.0	1	1.0	2.0
	溶存酸素(DO)	mg/l 8.9	9.3	9.6	8.9	9.7	8.8	8.9	11
	大腸菌群数	MPN/100ml -	130,000	-	-	70,000	-	-	33,000
	流量	m3/s -	0.52	-	-	0.34	-	-	0.27
	市境	水素イオン濃度	pH 7.5	7.7	7.1	8.0	8.0	7.9	7.1
BOD		mg/l 3.5	2.3	2.1	2.1	2.2	1.3	2.0	2.8
浮遊物質(SS)		mg/l 2	3	2	3	4	2	2	3
溶存酸素(DO)		mg/l 9.2	9.5	9.1	8.7	8.0	9.1	9.4	9.3
大腸菌群数		MPN/100ml -	79,000	-	-	24,000	-	-	33,000
流量		m3/s -	0.880	-	-	0.430	-	-	0.290
全窒素		mg/l -	2.8	-	-	2.6	-	-	2.7
全リン		mg/l -	0.24	-	-	0.38	-	-	0.34
陰イオン界面活性剤		mg/l -	0.02	-	-	0.01	-	-	0.01
カドミウム		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
全シアン		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
鉛		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
砒素		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
総水銀		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
アルキル水銀		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
P C B		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
チウラム		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
シマジン		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
セレン		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		mg/l -	-	-	-	-	-	-	-
フッ素	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
ホウ素	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	
1,4-ジオキサン	mg/l -	-	-	-	-	-	-	-	

注) 生活環境の保全に関する環境基準は、竜田川全域=C類型。

地点	測定項目	12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値	環境基準	
阪奈道路下	水素イオン濃度	pH	7.2	8.3	7.5	7.4	7.7	8.3	7.2	6.5~8.5
	BOD	mg/l	8	8.1	11.0	10.0	6.1	11	2.5	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	3	1	2	1	2	9	1	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	9.8	10.0	9.0	10.0	8.6	10	6.7	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	-	-	49000	-	40000	49000	17000	-
	流量	m ³ /s	-	-	0.023	-	0.044	0.079	0.023	-
	東生駒川合流前	水素イオン濃度	pH	7.2	8.3	8.5	7.6	8.0	9.0	7.2
BOD		mg/l	3.5	5.4	12.0	6.0	4.4	12	1.6	5以下
浮遊物質(SS)		mg/l	<1	2	4	1	2	4	<1	50以下
溶存酸素(DO)		mg/l	11	12	10	12	10.1	12	8.8	5以上
大腸菌群数		MPN/100ml	-	-	49000	-	60000	79000	49000	-
流量		m ³ /s	-	-	0.11	-	0.17	0.31	0.11	-
全窒素		mg/l	-	-	9.3	-	-	-	-	-
全リン		mg/l	-	-	0.72	-	-	-	-	-
陰イオン界面活性剤		mg/l	-	-	0.01	-	-	-	-	-
大宮橋下	水素イオン濃度	pH	7.1	8.4	8.9	7.7	7.9	8.9	7.1	6.5~8.5
	BOD	mg/l	4.0	7.4	8.7	4.2	4.2	9	2.1	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	1	3	4	1	2	4	1	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	10.0	14.0	10	13.0	10.2	14	8.8	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	-	-	79000	-	80000	130000	33000	-
	流量	m ³ /s	-	-	0.16	-	0.32	0.52	0.16	-
	市境	水素イオン濃度	pH	7.4	8.1	7.5	7.6	7.7	8.1	7.1
BOD		mg/l	2.3	4.3	8	4.3	3.1	8	1.3	5以下
浮遊物質(SS)		mg/l	1	2	8	3	3	8	1	50以下
溶存酸素(DO)		mg/l	11	12	10	12	9.8	12	8.0	5以上
大腸菌群数		MPN/100ml	-	-	17000	-	40000	79000	17000	-
流量		m ³ /s	-	-	0.37	-	0	1	0	-
全窒素		mg/l	-	-	5.7	-	3.5	5.7	2.6	-
全リン		mg/l	-	-	0.45	-	0.35	0.50	0.24	-
陰イオン界面活性剤		mg/l	-	-	0.01	-	0.01	-	-	-
カドミウム		mg/l	-	-	<0.0003	-	-	-	-	0.01以下
全シアン		mg/l	-	-	<0.1	-	-	-	-	検出されないこと
鉛		mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
六価クロム		mg/l	-	-	<0.005	-	-	-	-	0.05以下
砒素		mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
総水銀		mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	0.0005以下
アルキル水銀		mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	検出されないこと
P.C.B.		mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	検出されないこと
ジクロロメタン		mg/l	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.02以下
四塩化炭素		mg/l	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.002以下
1,2-ジクロロエタン		mg/l	-	-	<0.0004	-	-	-	-	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン		mg/l	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.02以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l	-	-	<0.004	-	-	-	-	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン		mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	1以下
1,1,2-トリクロロエタン		mg/l	-	-	<0.0006	-	-	-	-	0.006以下
トリクロロエチレン		mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.03以下
テトラクロロエチレン		mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン		mg/l	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.002以下
チウラム		mg/l	-	-	<0.0006	-	-	-	-	0.006以下
シマジン		mg/l	-	-	<0.0003	-	-	-	-	0.003以下
チオベンカルブ		mg/l	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.02以下
ベンゼン		mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
セレン	mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	-	-	2.6	-	-	-	-	10以下	
フッ素	mg/l	-	-	<0.08	-	-	-	-	0.8以下	
ホウ素	mg/l	-	-	0.03	-	-	-	-	1以下	
1,4-ジオキサン	mg/l	-	-	<0.005	-	-	-	-	0.05以下	

注) 生活環境の保全に関する環境基準は、竜田川全域=C類型。

② 竜田川支流

支流名	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準	
東生駒川	水素イオン濃度	p.H	8.0	9.0	8.2	8.4	8.4	9.0	8.0	6.5~8.5
	BOD	mg/l	3.4	4	2.6	9.4	4.9	9.4	2.6	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	1	4	<1	1	2	4	1	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	9.9	14	11	6.9	10.5	14	6.9	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	49,000	3,300	49,000	490,000	147,825	490,000	3,300	-
	流量	m3/s	0.091	0.051	0.046	0.053	0.060	0.091	0.046	-
	全窒素	mg/l	3.6	4.1	5.2	8.8	5.4	8.8	3.6	-
	全リン	mg/l	0.46	0.76	0.64	0.81	0.67	0.81	0.46	-
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.12	0.09	0.08	0.02	0.08	0.12	<0.02	-
薬師堂川	水素イオン濃度	p.H	8.0	7.6	8.1	7.7	7.9	8.1	7.6	6.5~8.5
	BOD	mg/l	3.2	4.9	3.2	10.0	5.3	10.0	3.2	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	2.0	2.0	1.0	2.0	2.0	2	1.0	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	9.4	10.0	9.0	10	9.6	10	9.0	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	330,000	170,000	130,000	490,000	280,000	490,000	130,000	-
	流量	m3/s	0.043	0.010	0.016	0.015	0.021	0.043	0.010	-
	水素イオン濃度	p.H	8.1	7.5	8.0	7.9	7.9	8.1	7.5	6.5~8.5
BOD	mg/l	2.0	3.0	3.8	6.6	3.9	7.0	2.0	5以下	
浮遊物質(SS)	mg/l	4.0	2.0	2	<1	3.0	4	2.0	50以下	
溶存酸素(DO)	mg/l	9.3	8.1	9.3	10	9.2	10	8.1	5以上	
大腸菌群数	MPN/100ml	330,000	24,000	49,000	490,000	223,000	490,000	24,000	-	
流量	m3/s	0.034	0.019	0.012	0.014	0.020	0.034	0.012	-	
北原川	水素イオン濃度	p.H	8.3	7.9	8.4	7.6	8.1	8.4	7.6	6.5~8.5
	BOD	mg/l	2.7	4.8	3.1	8.3	4.7	8.0	2.7	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	6	1	<1	1	3	6	1	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	9.5	8.9	8.6	8.4	8.9	9.5	8.4	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	33,000	330,000	4,900	170,000	130,000	330,000	4,900	-
	流量	m3/s	0.045	0.009	0.010	0.014	0.020	0.045	0.009	-
	水素イオン濃度	p.H	8	7.5	8.5	7.9	8.0	8.5	7.5	6.5~8.5
BOD	mg/l	3.2	11.0	3.4	8.5	6.5	11	3.2	5以下	
浮遊物質(SS)	mg/l	4.0	19.0	2.0	5	8.0	19	2.0	50以下	
溶存酸素(DO)	mg/l	9.4	7.3	9.6	10	9.1	10	7.3	5以上	
大腸菌群数	MPN/100ml	490,000	49,000	170,000	49,000	189,500	490,000	49,000	-	
流量	m3/s	0.058	0.075	0.041	0.017	0.050	0.080	0.017	-	
山下川	水素イオン濃度	p.H	8	7.4	8.5	7.8	7.9	8.5	7.4	6.5~8.5
	BOD	mg/l	4.9	2.4	3.5	10.0	5.0	10.0	2.4	5以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	5	8.0	2.0	2.0	4.0	8	2.0	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	8.5	7.4	9.1	9.7	8.7	9.7	7.4	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	49,000	7,900	79,000	24,000	39,975	79,000	7,900	-
	流量	m3/s	0.005	0.017	0.013	0.013	0.012	0.017	0.005	-
	水素イオン濃度	p.H	8.4	10	8.7	8.5	9.0	10	8.4	6.5~8.5
BOD	mg/l	3.6	1.2	3.3	9.8	4.5	9.8	1.2	5以下	
浮遊物質(SS)	mg/l	8.0	1.0	1.0	1.0	3.0	8	1.0	50以下	
溶存酸素(DO)	mg/l	9.8	12	10	12	11.0	12	9.8	5以上	
大腸菌群数	MPN/100ml	3,300	7900	79,000	79,000	42,000	79,000	3300	-	
流量	m3/s	0.024	0.018	0.012	0.007	0.015	0.024	0.007	-	

注) 支流に対する環境基準は設定されていないが、本流の竜田川の環境基準=C類型を記載する。

支流名	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準	
出合川	水素イオン濃度	pH	8.2	9.2	8.1	8.6	8.5	9.2	8.1	6.5~8.5
	BOD	mg/l	2.1	2.9	4.3	4.6	3.5	4.6	2.1	5以下
	浮遊物質 (SS)	mg/l	5	2.0	3.0	1.0	3.0	5	1.0	50以下
	溶存酸素 (DO)	mg/l	9.8	11	10	12	11	12	10	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	140,000	490,000	49,000	17,000	170,000	490,000	17,000	-
	流量	m ³ /s	0.054	0.026	0.020	0.020	0.030	0.054	0.020	-
文珠川	水素イオン濃度	pH	9.1	9.3	8.6	8.8	9.0	9.3	8.6	6.5~8.5
	BOD	mg/l	8.0	3.6	2.7	4.1	4.6	8.0	2.7	5以下
	浮遊物質 (SS)	mg/l	6.0	4.0	8.0	4	6.0	8	4.0	50以下
	溶存酸素 (DO)	mg/l	9.4	11	10	10.0	10.1	11	9.4	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	490,000	33,000	49,000	3,300	140,000	490,000	3,300	-
	流量	m ³ /s	0.011	0.020	0.027	0.042	0.025	0.042	0.011	-
別院川	水素イオン濃度	pH	8.3	8.4	8.0	8.7	8.4	8.7	8.0	6.5~8.5
	BOD	mg/l	3.2	9.9	1.3	4.7	5.0	10	1.3	5以下
	浮遊物質 (SS)	mg/l	3.0	4.0	1.0	1	2.3	4	1.0	50以下
	溶存酸素 (DO)	mg/l	9.8	10	10	12	10	12	9.8	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	49,000	220,000	33,000	7,900	80,000	220,000	7,900	-
	流量	m ³ /s	0.035	0.007	0.008	0.015	0.016	0.035	0.007	-
有里川	水素イオン濃度	pH	8.9	8.9	8.2	8.7	8.7	8.9	8.2	6.5~8.5
	BOD	mg/l	4.8	6.5	12	9.9	8	12	4.8	5以下
	浮遊物質 (SS)	mg/l	3.0	2.0	5.0	5	4.0	5	2.0	50以下
	溶存酸素 (DO)	mg/l	10.0	6.5	7.5	9.5	8.4	10.0	6.5	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	140,000	49,000	170,000	24,000	95,750	170,000	24,000	-
	流量	m ³ /s	0.025	0.007	0.004	0.017	0.013	0.025	0.004	-
神田川	水素イオン濃度	pH	7.7	8.2	7.6	8.5	8.0	8.5	7.6	6.5~8.5
	BOD	mg/l	6.2	4.6	5.9	8.6	6.0	9	4.6	5以下
	浮遊物質 (SS)	mg/l	4.0	1.0	2.0	2	2	4	1.0	50以下
	溶存酸素 (DO)	mg/l	10.0	4.8	7.3	10	8.0	10	4.8	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	79,000	79,000	49,000	49,000	64,000	79,000	49,000	-
	流量	m ³ /s	0.051	0.030	0.041	0.029	0.038	0.051	0.029	-
乙田川	水素イオン濃度	pH	7.9	8.4	8	8.6	8.2	8.6	8.6	6.5~8.5
	BOD	mg/l	1.2	1.6	1.6	2.6	1.8	3.0	3.0	5以下
	浮遊物質 (SS)	mg/l	6.0	6.0	11	1.0	6.0	11	1.0	50以下
	溶存酸素 (DO)	mg/l	8.2	9.1	11	12	10	12	12	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	17,000	49,000	33,000	33,000	33,000	49,000	17,000	-
	流量	m ³ /s	0.035	0.018	0.017	0.016	0.022	0.035	0.016	-
大谷川	水素イオン濃度	pH	7.7	8	8	8.4	8.0	8.4	8.4	6.5~8.5
	BOD	mg/l	2	2.5	2.6	4.3	3.0	4.0	4.0	5以下
	浮遊物質 (SS)	mg/l	6.0	1.0	3	1.0	3	6	3	50以下
	溶存酸素 (DO)	mg/l	10	5.3	8.6	10	8.5	10	10	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	13,000	79,000	49,000	79,000	55,000	79,000	79,000	-
	流量	m ³ /s	0.033	0.004	0.006	0.012	0.01	0.033	0.004	-

注) 支流に対する環境基準は設定されていないが、本流の竜田川の環境基準=C類型を記載する。

③ 富雄川本流

地点	測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
鷹山の 大橋下	水素イオン濃度	pH	8.0	8.1	8.0	8.1	8.2	7.8	7.8	7.3
	BOD	mg/l	2.9	1.5	1.5	3.7	1.5	1.0	1.1	1.2
	浮遊物質(SS)	mg/l	16	1	1	6	1	<1	1	1
	溶存酸素(DO)	mg/l	9.5	10	9.5	8.4	8.6	8.8	9.2	9.8
	大腸菌群数	MPN/100ml	-	33,000	-	-	49,000	-	-	11,000
	流量	m ³ /s	-	0.140	-	-	0.050	-	-	0.036
	総水銀	mg/l	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	-	<0.0005
	水素イオン濃度	pH	7.6	8.1	7.5	8.0	8.2	7.8	7.8	7.8
BOD	mg/l	1.0	1.5	1.6	4.7	1.6	0.7	1.2	0.6	
浮遊物質(SS)	mg/l	1	1	1	6	3	<1	1	1	
溶存酸素(DO)	mg/l	10	9.5	10	8.6	8.3	9.1	9.9	11.0	
大腸菌群数	MPN/100ml	-	7,900	-	-	49,000	-	-	3,300	
流量	m ³ /s	-	0.150	-	-	0.061	-	-	0.068	
総水銀	mg/l	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	-	<0.0005	
高山 郵便局前	水素イオン濃度	pH	7.8	8.1	7.3	7.8	7.9	7.7	7.5	7.5
	BOD	mg/l	0.9	1.5	1.9	2.9	1.4	1.0	1.0	1.1
	COD	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	浮遊物質(SS)	mg/l	1	2	1	9	2	2	3	3
	溶存酸素(DO)	mg/l	11	9.4	11	8.8	7.9	9.7	10.0	11.0
	塩化物イオン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	大腸菌群数	MPN/100ml	-	130,000	-	-	24,000	-	-	7,900
	流量	m ³ /s	-	0.120	-	-	0.190	-	-	0.230
市境(高樋橋下)	水素イオン濃度	pH	7.8	8.3	7.5	7.7	8.0	7.9	7.8	7.8
	BOD	mg/l	1.6	1.3	0.9	1.7	1.7	0.7	0.5	1.0
	COD	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	浮遊物質(SS)	mg/l	1.0	3.0	2	3.0	2.0	8.0	1.0	3.0
	溶存酸素(DO)	mg/l	13	10	8.8	8.8	8.7	9.7	10	10
	塩化物イオン	mg/l	-	22000	-	-	22000	-	-	49000
	大腸菌群数	MPN/100ml	-	-	-	-	-	-	-	-
	流量	m ³ /s	-	<0.001	-	-	<0.001	-	-	12527
	全窒素	mg/l	0.8	1.0	1	1.0	0.6	2.3	1.9	1.9
	全リン	mg/l	0.06	0.06	0.10	0.18	0.045	0.07	0.07	0.06
	陰イオン界面活性剤	mg/l	-	0.01	-	-	<0.01	-	-	0.01
	カドミウム	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	全シアン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉛	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	六価クロム	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	砒素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	総水銀	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	アルキル水銀	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	PCB	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	トリクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	テトラクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	四塩化炭素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	ジクロロメタン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	チウラム	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	シマジン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	チオベンカルブ	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
セレン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
フッ素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
ホウ素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
1,4-ジオキサン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	

注) 生活環境の保全に関する環境基準は、芝より上流部=B類型、芝から大和川合流部=C類型。

地点	測定項目	12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値	環境基準	
鷹山の 大橋下	水素イオン濃度	pH	7.3	7.9	8.0	7.1	7.8	8.2	7.1	6.5~8.5
	BOD	mg/l	1.6	8.2	2.8	2.2	2.4	8.2	1.0	3以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	1	2	5	<1	4	16	<1	25以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	12	12	11	12	10	12	8.4	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	-	-	4,900	-	24,000	49,000	4,900	5000以下
	流量	m ³ /s	-	-	0.010	-	0.059	0.140	0.010	-
	総水銀	mg/l	-	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.005	<0.005	-
	水素イオン濃度	pH	7.7	7.7	7.7	7.2	7.8	8.2	7.2	6.5~8.5
出店橋 下	BOD	mg/l	1.7	2.8	2.9	1.3	1.8	4.7	0.6	3以下
	浮遊物質(SS)	mg/l	1	1	<1	<1	2	6	1	25以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	11	13	11	12	10	13	8.3	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	-	-	4,900	-	16,000	49,000	3,300	5000以下
	流量	m ³ /s	-	-	0.042	-	0.080	0.150	0.042	-
	総水銀	mg/l	-	-	<0.00005	-	<0.0005	0.0005	<0.0005	-
	水素イオン濃度	pH	7.3	8.1	7.9	7.2	7.7	8.1	7.2	6.5~8.5
	高山郵 便局前	BOD	mg/l	1.0	1.9	2.4	1.6	1.6	2.9	0.9
COD		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
浮遊物質(SS)		mg/l	9	4	2	6	4	9	1	50以下
溶存酸素(DO)		mg/l	13	14	12	13	11	14	7.9	5以上
塩化物イオン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
大腸菌群数		MPN/100ml	-	-	7,900	-	42,000	130,000	7,900	-
流量		m ³ /s	-	-	0.067	-	0.150	0.230	0.070	-
水素イオン濃度		pH	7.5	8.1	7.9	7.3	7.8	8.3	7.3	6.5~8.5
市境(高 樋橋下)	BOD	mg/l	0.5	2.4	2.7	1.3	1.4	3.0	0.5	5以下
	COD	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	浮遊物質(SS)	mg/l	<1.0	5.0	2.0	2.0	3.0	8	1.0	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	13	14	12	13	11	14	8.7	5以上
	塩化物イオン	mg/l	-	-	2,400	-	23,850	49,000	2,400	-
	大腸菌群数	MPN/100ml	-	-	-	-	-	-	-	-
	流量	m ³ /s	-	-	10,358	-	5,721	12,527	0.000	-
	全窒素	mg/l	2.2	1.7	2.5	1.4	1.5	2.5	0.6	-
	全リン	mg/l	0.14	0.071	0.17	0.11	0.100	0.180	0.050	-
	陰イオン界面活性剤	mg/l	-	-	0.01	-	<0.02	<0.02	<0.02	-
	カドミウム	mg/l	-	-	<0.0003	-	-	-	-	0.003以下
	全シアン	mg/l	-	-	<0.1	-	-	-	-	検出されないこと
	鉛	mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
	六価クロム	mg/l	-	-	<0.005	-	-	-	-	0.05以下
	砒素	mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
	総水銀	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	検出されないこと
	PCB	mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	検出されないこと
	トリクロロエチレン	mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
	テトラクロロエチレン	mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	0.01以下
	四塩化炭素	mg/l	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.002以下
	ジクロロメタン	mg/l	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	-	-	<0.0004	-	-	-	-	0.004以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	-	-	<0.0005	-	-	-	-	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	-	-	<0.0006	-	-	-	-	0.006以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	<0.004	-	-	-	-	0.04以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.002以下
	チウラム	mg/l	-	-	<0.0006	-	-	-	-	0.006以下
	シマジン	mg/l	-	-	<0.0003	-	-	-	-	0.003以下
	チオベンカルブ	mg/l	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.02以下
	ベンゼン	mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下
セレン	mg/l	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.01以下	
フッ素	mg/l	-	-	<0.08	-	-	-	-	0.8以下	
ホウ素	mg/l	-	-	<0.02	-	-	-	-	1以下	
1,4-ジオキサン	mg/l	-	-	<0.005	-	-	-	-	0.05以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	-	-	1.1	-	-	-	-	10以下	

注) 生活環境の保全に関する環境基準は、芝より上流部=B類型、芝から大和川合流部=C類型。

④ 富雄川支流

支流名	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準	
美の原川	水素イオン濃度	pH	8.1	8.1	7.7	8.1	8.0	8.1	7.7	6.5~8.5
	BOD	mg/l	1.6	2.3	2.1	6.2	3.1	6.2	1.6	3以下
	浮遊物質 (SS)	mg/l	1	2	3	<1	2	3	<1	25以下
	溶存酸素 (DO)	mg/l	9.3	8.3	9.5	11	9.5	11	8.3	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	33,000	240,000	33,000	130,000	110,000	240,000	33,000	5,000以下
	流量	m ³ /s	0.056	0.026	0.009	0.009	0.025	0.056	0.009	—
中村川	水素イオン濃度	pH	7.7	7.9	7.8	7.8	7.8	7.9	7.7	6.5~8.5
	BOD	mg/l	2.1	1.7	2.0	2.9	2.2	2.9	1.7	3以下
	浮遊物質 (SS)	mg/l	2	2.0	2	1.0	1.8	2	<1.0	25以下
	溶存酸素 (DO)	mg/l	9.3	7.4	8.4	10	8.8	10	7.4	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	170,000	240,000	33,000	33,000	120,000	240,000	33,000	5,000以下
	流量	m ³ /s	0.029	0.005	0.011	0.019	0.016	0.029	0.005	—

注) 支流に対する環境基準は設定されていないが、流入地点である富雄川上流の環境基準=B類型を記載する。

⑤ 天野川本流

地点	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準	
宮の前川合流前	水素イオン濃度	pH	8.1	7.1	8.0	7.5	7.7	8.1	7.1	-
	BOD	mg/l	1.1	1.1	0.7	1.1	1.0	1.1	0.7	-
	浮遊物質(SS)	mg/l	3.0	2.0	6.0	1	3.0	6	<1	-
	溶存酸素(DO)	mg/l	9.3	7.7	10	11	9.5	11	7.7	-
	大腸菌群数	MPN/100ml	33,000	240,000	3,300	7,900	71,000	240,000	3,300	-
	流量	m ³ /s	0.025	0.050	0.022	0.018	0.029	0.050	0.018	-
市境(羽衣橋下)	水素イオン濃度	pH	8.3	7.9	8.3	7.8	8.1	8.3	7.8	-
	BOD	mg/l	1.3	1.3	0.8	2.3	1.4	2.3	0.8	-
	浮遊物質(SS)	mg/l	4	2	2	1	2	4	<1	-
	溶存酸素(DO)	mg/l	9.8	9.3	13	13	11	13	9.0	-
	大腸菌群数	MPN/100ml	49,000	330,000	3,300	7,900	98,000	330,000	3,300	-
	流量	m ³ /s	0.420	0.149	0.231	0.119	0.230	0.420	0.119	-
	全窒素	mg/l	1.7	1.4	2.8	3.9	2.5	3.9	1.4	-
	全リン	mg/l	0.08	0.15	0.130	0.210	0.144	0.210	0.084	-
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.01	<0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	-
	カドミウム	mg/l	-	-	-	<0.0003	-	-	-	0.003以下
	全シアン	mg/l	-	-	-	<0.1	-	-	-	検出されないこと
	鉛	mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	六価クロム	mg/l	-	-	-	<0.005	-	-	-	0.05以下
	砒素	mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	総水銀	mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	検出されないこと
	PCB	mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/l	-	-	-	<0.002	-	-	-	0.02以下
	四塩化炭素	mg/l	-	-	-	<0.0002	-	-	-	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	-	-	-	<0.0004	-	-	-	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	<0.002	-	-	-	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	<0.004	-	-	-	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	-	-	-	<0.0006	-	-	-	0.006以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	-	-	-	<0.0002	-	-	-	0.002以下
	トリクロロエチレン	mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	テトラクロロエチレン	mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	0.01以下
	チウラム	mg/l	-	-	-	<0.0006	-	-	-	0.006以下
	シマジン	mg/l	-	-	-	<0.0003	-	-	-	0.003以下
	チオベンカルブ	mg/l	-	-	-	<0.002	-	-	-	0.02以下
	ベンゼン	mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	セレン	mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	-	-	-	1.9	-	-	-	10以下
フッ素	mg/l	-	-	-	0.1	-	-	-	0.8以下	
ホウ素	mg/l	-	-	-	0.03	-	-	-	1以下	
1,4-ジオキサン	mg/l	-	-	-	<0.005	-	-	-	0.05以下	

注) 生活環境の保全に関する環境基準は設定されていないが、大阪府界から下流はB類型に指定されている。

⑥ 天野川支流

支流名	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準	
宮の前川	水素イオン濃度	pH	8.8	7.7	8.3	7.7	8.1	8.8	7.7	-
	BOD	mg/l	4.9	2.6	3.4	7.6	4.6	7.6	2.6	-
	浮遊物質 (SS)	mg/l	2	8	1	<1	4	8	1	-
	溶存酸素 (DO)	mg/l	8.6	10	11	10	10	11	9	-
	大腸菌群数	MPN/100ml	70,000	33,000	79,000	33,000	50,000	79,000	33,000	-
	流量	m ³ /s	0.020	0.014	0.010	0.009	0.013	0.020	0.009	-
穴虫川	水素イオン	pH	-	-	-	-	-	-	-	-
	BOD	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	SS	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	DO	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	大腸菌群数	MPN/100ml	-	-	-	-	-	-	-	-
	流量	m ³ /s	-	-	-	-	-	-	-	-
	カドミウム	mg/l	-	-	-	<0.0003	-	-	-	0.003以下
	全シアン	mg/l	-	-	-	<0.1	-	-	-	検出されないこと
	鉛	mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	六価クロム	mg/l	-	-	-	<0.005	-	-	-	0.05以下
	ヒ素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.01以下
	総水銀	mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	検出されないこと
	P C B	mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/l	-	-	-	<0.002	-	-	-	0.02以下
	四塩化炭素	mg/l	-	-	-	<0.0002	-	-	-	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	-	-	-	<0.0004	-	-	-	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	<0.002	-	-	-	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	<0.004	-	-	-	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	-	-	-	<0.0006	-	-	-	0.006以下
	トリクロロエチレン	mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	テトラクロロエチレン	mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	-	-	-	<0.0002	-	-	-	0.002以下
	チウラム	mg/l	-	-	-	<0.0006	-	-	-	0.006以下
	シマジン	mg/l	-	-	-	<0.0003	-	-	-	0.003以下
	チオベンカルブ	mg/l	-	-	-	<0.002	-	-	-	0.02以下
	ベンゼン	mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	セレン	mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	-	-	-	5.1	-	-	-	10以下
	フッ素	mg/l	-	-	-	0.5	-	-	-	0.8以下
	ホウ素	mg/l	-	-	-	0.05	-	-	-	1以下
1,4-ジオキサン	mg/l	-	-	-	<0.005	-	-	-	0.05以下	

⑦ 天野川支流（農業用水項目）

支流名	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準	
山口川	水素イオン濃度	pH	9.0	9.6	8.4	8.2	8.8	9.6	8.2	6.0~7.5
	COD	mg/l	5.0	10.0	8.7	9.6	8.0	10.0	5.0	6以下
	浮遊物質(S.S)	mg/l	1	15	22	1	10	22	1	100以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	14	15	10	10	12	15	10.0	5以上
	全窒素	mg/l	1.6	3.2	6.1	9.4	5.1	9	1.6	1以下
	電気伝導率	mS/m	25	24	23	34	27	34	23	300以下
	ヒ素(A.s)	mg/l	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.05以下
	亜鉛(Z.n)	mg/l	0.004	0.024	0.044	0.029	0.025	0.044	0.004	0.5以下
	銅(Cu)	mg/l	0.002	0.005	0.004	0.004	0.004	0.005	<0.002	0.02以下
	n-ヘキサン抽出物質(鉱油)	mg/l	<0.5	<0.35	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.35	-
	n-ヘキサン抽出物質(動植物油)	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-
	底質のn-ヘキサン抽出物質	%	0.9	1.1	0.7	<1.4	0.9	1.1	<0.7	-
	穴虫川	水素イオン濃度	pH	9.8	9.7	8.5	8.2	9.1	9.8	8.2
COD		mg/L	6.8	10	8.6	9.5	8.7	10	6.8	6以下
浮遊物質(S.S)		mg/L	1	2	<1	1	1	2	1	100以下
溶存酸素(DO)		mg/L	13	13	10	15	13	15	10.0	5以上
全窒素		mg/L	2.8	5.5	10.0	11	7.3	11	2.8	1以下
電気伝導率		mS/m	31	34	46	65	44	65	31	300以下
ヒ素(A.s)		mg/L	0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
亜鉛(Z.n)		mg/L	0.017	0.038	0.081	0.140	0.070	0.140	0.017	0.5以下
銅		mg/L	0.004	0.006	0.003	0.006	0.005	0.006	<0.003	0.02以下
n-ヘキサン抽出物質(鉱油)		mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-
n-ヘキサン抽出物質(動植物油)		mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-
底質のn-ヘキサン抽出物質		%	0.6	<0.5	1.1	<0.5	<0.01	<0.01	<0.01	-

(注) 農業用水基準は、水稻の正常な生育のために望ましいかんがい用水の水質指標である。作物の感受性は、種類や個体、生育時期、栽培法、環境条件、成分相互の相乗作用等により異なり、これらの基準値を超過すれば直ちに被害が発生するものではない。

※底質のn-ヘキサン抽出物質は、乾泥状態の%で示す。

⑧ 山田川本流

地点	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準
大学院 大学南側	水素イオン濃度	-	-	-	-	-	-	-	-
	BOD mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	浮遊物質(SS) mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	溶存酸素(DO) mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
	大腸菌群数 MPN/100ml	-	-	-	-	-	-	-	-
	流量 m ³ /s	-	-	-	-	-	-	-	-
市境 (両国橋下)	水素イオン濃度 p H	8.3	8.1	7.6	7.8	8.0	8.3	7.6	-
	BOD mg/l	1.6	2	0.9	4.2	2.2	4.2	0.9	-
	浮遊物質(SS) mg/l	<1.0	1.0	1.0	2.0	1	2	<1.0	-
	溶存酸素(DO) mg/l	9.7	9.4	9.3	10	9.6	10	9.3	-
	大腸菌群数 MPN/100ml	13,000	33,000	7.8	4.5	3,600	33,000	4.5	-
	流量 m ³ /s	0.130	0.074	0.120	0.054	0.075	0.130	0.054	-
	全窒素 mg/l	4.1	1.8	5.1	7.4	4.6	7.4	1.8	-
	全リン mg/l	0.13	0.16	0.81	1.50	0.65	1.50	0.13	-
	陰イオン界面活性剤 mg/l	0.010	<0.01	0.060	0.010	0.030	0.060	0.010	-
	カドミウム mg/l	-	-	-	<0.0003	-	-	-	0.003以下
	全シアン mg/l	-	-	-	<0.1	-	-	-	検出されないこと
	鉛 mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	六価クロム mg/l	-	-	-	<0.005	-	-	-	0.05以下
	砒素 mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	総水銀 mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	0.0005以下
	アルキル水銀 mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-
	P C B mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	検出されないこと
	トリクロロエチレン mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	テトラクロロエチレン mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	0.01以下
	四塩化炭素 mg/l	-	-	-	<0.0002	-	-	-	0.002以下
	ジクロロメタン mg/l	-	-	-	<0.002	-	-	-	0.02以下
	1,2-ジクロロメタン mg/l	-	-	-	<0.0004	-	-	-	0.004以下
	1,1,1-トリクロロエタン mg/l	-	-	-	<0.0005	-	-	-	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン mg/l	-	-	-	<0.0006	-	-	-	0.006以下
	1,1-ジクロロエチレン mg/l	-	-	-	<0.002	-	-	-	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン mg/l	-	-	-	<0.004	-	-	-	0.04以下
	1,3-ジクロロプロペン mg/l	-	-	-	<0.0002	-	-	-	0.002以下
	チウラム mg/l	-	-	-	<0.0006	-	-	-	0.006以下
	シマジン mg/l	-	-	-	<0.0003	-	-	-	0.003以下
	チオベンカルブ mg/l	-	-	-	<0.002	-	-	-	0.02以下
	ベンゼン mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	セレン mg/l	-	-	-	<0.001	-	-	-	0.01以下
	フッ素 mg/l	-	-	-	<0.08	-	-	-	0.8以下
	ホウ素 mg/l	-	-	-	0.04	-	-	-	1以下
1,4-ジオキサン mg/l	-	-	-	<0.005	-	-	-	0.05以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 mg/l	-	-	-	2.1	-	-	-	10以下	

注) 生活環境の保全に関する環境基準は設定されていない。

(3) 生駒市清掃センター

① 排ガス測定

【測定位置：1系煙突】

測定項目	測定年月日 単位	H30.4.24	H30.7.3	H30.9.19	H30.10.5	H31.1.18	H31.2.15	平均値	最大値	最小値	規制基準
		1系	1系	1系	1系	1系	1系				
湿りガス量	m ³ /h	53,900	60,300	59,700	55,800	64,400	58,700	58,800	64,400	53,900	
乾きガス量	m ³ /h	43,000	49,100	48,400	45,800	54,500	47,000	47,900	54,500	43,000	
ガス温度	℃	228	228	222	216	228	218	223	228	216	
水分量	%	20.3	18.6	19.0	17.9	15.4	20.0	18.5	20.3	15.4	
流速	m/s	14.3	15.8	15.6	14.3	16.9	15.1	15.3	16.9	14.3	
ガス組成	二酸化炭素	%	4.5	3.9	3.7	3.0	4.2	4.3	3.9	4.5	3.0
	酸素	%	16.1	16.0	16.0	17.3	16.1	16.2	16.2	17.3	16.0
	一酸化炭素	%	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	窒素	%	79.4	80.1	80.3	79.7	79.7	79.5	79.7	80.3	79.4
ばいじん濃度	測定値	g/m ³ N	0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	換算値	g/m ³ N	0.001	<0.002	0.001	<0.003	0.001	0.001	0.002	0.001	<0.002
	酸素濃度	%	16.1	16.0	16.0	17.3	16.1	16.2	16.2	17.3	16.0
硫黄酸化物濃度	測定値	ppm	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	
	換算値	ppm	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
	排出量	m ³ N/h	<0.009	<0.01	<0.01	<0.01	<0.011	<0.01	<0.01	<0.01	<0.009
	酸素濃度	%	16.1	16.0	16.0	17.3	16.1	16.2	16.2	17.3	16.0
	硫黄酸化物排出量に該当するK値	—	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
窒素酸化物濃度	測定値	ppm	58	50	50	52	48	53	52	58	48
	換算値	ppm	110	97	100	110	93	96	101	110	93
	酸素濃度	%	16.1	16.0	16.0	17.3	16.1	16.2	16.2	17.3	16.0
塩化水素濃度	測定値	mg/m ³ N	10	8	9	10	4	6	7	10	4
	換算値	mg/m ³ N	18	14	16	24	7	11	15	24	7
	測定値	ppm	6	5	5	6	2	4	4	6	2
	換算値	ppm	11	9	9	14	3	7	8	14	3
	酸素濃度	%	16.1	16.0	16.0	17.3	16.1	16.2	16.2	17.3	16.0
一酸化炭素濃度 (連続測定)	平均値	ppm	7	10	6	7	8	7	7	10	6
	換算値	ppm	14	18	12	14	15	13	14	18	12
酸素濃度 (連続測定)	平均値	%	16.3	16.4	16.5	16.8	16.4	16.1	16.4	16.8	16.1

【測定位置：2系煙突】

測定項目	測定年月日 単位	H30.5.23	H30.6.6	H30.8.3	H30.11.16	H30.12.6	H31.3.12	平均値	最大値	最小値	規制基準
		2系	2系	2系	2系	2系	2系				
湿りガス量	m ³ /h	65,200	56,900	62,000	59,600	58,100	62,300	60,600	65,200	56,900	
乾きガス量	m ³ /h	50,100	47,800	50,000	48,500	48,300	47,900	48,700	50,100	47,800	
ガス温度	℃	224	227	224	218	221	228	223	228	218	
水分量	%	23.2	16.0	19.3	18.6	16.9	23.1	19.5	23.2	16.0	
流速	m/s	16.8	15.0	16.4	15.4	15.2	16.4	15.8	16.8	15.0	
ガス組成	二酸化炭素	%	4.3	3.9	4.4	3.5	3.3	4.5	3.9	4.5	3.3
	酸素	%	16.5	16.5	16.2	16.2	15.9	15.3	16.1	16.5	15.3
	一酸化炭素	%	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	窒素	%	79.2	79.6	79.4	80.3	80.8	80.2	79.9	80.8	79.2
ばいじん濃度	測定値	g/m ³ N	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	換算値	g/m ³ N	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001
	酸素濃度	%	16.5	16.5	16.2	16.2	15.9	15.3	16.1	16.5	15.3
硫黄酸化物濃度	測定値	ppm	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
	換算値	ppm	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	排出量	m ³ N/h	<0.011	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.011	<0.01
	酸素濃度	%	16.5	16.5	16.2	16.2	15.9	15.3	16.1	16.5	15.3
	硫黄酸化物排出量に該当するK値	—	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
窒素酸化物濃度	測定値	ppm	50	50	42	47	54	50	49	54	42
	換算値	ppm	92	96	79	96	100	92	92	100	79
	酸素濃度	%	16.5	16.5	16.2	16.2	15.9	15.3	16.1	16.5	15.3
塩化水素濃度	測定値	mg/m ³ N	7	13	9	9	9	9	9	13	7
	換算値	mg/m ³ N	14	26	16	16	15	14	16	26	14
	測定値	ppm	4	8	5	5	5	5	5	8	4
	換算値	ppm	8	16	9	9	8	7	9	16	7
	酸素濃度	%	16.5	16.5	16.2	16.2	15.9	15.3	16.1	16.5	15.3
一酸化炭素濃度 (連続測定)	平均値	ppm	14	4	4	3	3	7	6	14	3
	換算値	ppm	25	7	6	6	5	13	10	25	5
酸素濃度 (連続測定)	平均値	%	16.2	16.4	16.3	16.6	16.4	16.2	16.4	16.6	16.2

※換算値は酸素濃度12%換算した値。

※m³Nは、標準状態（0℃1気圧）における体積を示す。

※平均値の算出にあたり、下限値未満は下限値として取り扱った。

② 臭気測定

(ppm)

測定月	6月				悪臭防止法に基づく規制基準
測定場所	敷地A	敷地B	敷地C	敷地D	
測定項目					
アンモニア	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	1以下
メチルメルカプタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002以下
硫化水素	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02以下
硫化メチル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
二硫化メチル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.009以下
トリメチルアミン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005以下
アセトアルデヒド	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
スチレン	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4以下
プロピオン酸	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.03以下
ノルマル酪酸	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.001以下
ノルマル吉草酸	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0009以下
イソ吉草酸	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.001以下

(ppm)

測定月	9月				悪臭防止法に基づく規制基準
測定場所	敷地A	敷地B	敷地C	敷地D	
測定項目					
アンモニア	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下
メチルメルカプタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002以下
硫化水素	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02以下
硫化メチル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
二硫化メチル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.009以下
トリメチルアミン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005以下
アセトアルデヒド	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
スチレン	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4以下
プロピオン酸	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.03以下
ノルマル酪酸	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.001以下
ノルマル吉草酸	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0009以下
イソ吉草酸	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.001以下

(4) エコパーク 2 1

① 最終処理水測定

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
水温	℃	29.3	28.4	29.9	33.1	34.0	34.1	29.7	26.4
アンモニア性窒素	mg/L	1.40	0.69	0.88	2.00	0.31	0.30	0.44	0.11
水素イオン濃度(pH)	-	8.3	8	7.8	7.8	8.2	8.2	8.1	7.8
BOD	mg/L	15	11	7	53	6.5	7.4	6.1	24
浮遊物質(SS)	mg/L	18	17	7	48	6	13	10	60
ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱物油類)	mg/L	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類)	mg/L	<1	<1	1	<1	<1	<1	<1	<1
よう素消費量	mg/L	22	17	11	16	16	17	11	18
全窒素	mg/L	7.1	6.0	4.6	12.0	7.2	4.7	5.1	7.0
全リン	mg/L	25	27	27	24	24	25	25	25
塩化物イオン	mg/L	330	230	220	180	230	260	250	230

項目		12月	1月	2月	3月	平均	最大	最小	下水放流 基準
水温	℃	26.2	20.5	21.2	24.2	28.1	34.1	20.5	45未満
アンモニア性窒素	mg/L	0.38	0.62	0.67	0.62	0.70	2.00	0.11	60以下
水素イオン濃度(pH)	-	8.1	8.2	8.1	7.8	8.0	8.3	7.8	5~9
BOD	mg/L	7.4	5.4	8.9	12	14	53	5.4	100以下
浮遊物質(SS)	mg/L	11	7	12	17	19	60	6.0	150以下
ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱物油類)	mg/L	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	5以下
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類)	mg/L	<1	<1	<1	<1	<1	1	<1	30以下
よう素消費量	mg/L	12	12	12	23	16	23	11.0	220以下
全窒素	mg/L	4.9	4.5	6.0	6.1	6.3	12.0	4.5	240以下
全リン	mg/L	20	19	23	23	24	27	19	32以下
塩化物イオン	mg/L	240	250	260	250	244	330	180	-

② 臭気測定

測定位置：活性炭脱臭装置出口

		6月	8月	11月	2月	敷地境界における 規制基準値（注）
アンモニア	ppm	< 0.1	0.2	< 0.1	< 0.1	—
メチルメルカプタン	ppm	0.0003	< 0.0002	< 0.0002	0.0002	—
硫化水素	ppm	< 0.002	< 0.009	< 0.002	< 0.002	—
硫化メチル	ppm	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	—
二硫化メチル	ppm	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	—
トリメチルアミン	ppm	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	—
アセトアルデヒド	ppm	0.021	< 0.005	0.010	0.006	—
スチレン	ppm	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	—
プロピオン酸	ppm	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	—
ノルマル酪酸	ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	—
ノルマル吉草酸	ppm	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	—
イソ吉草酸	ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	—
臭気指数	—	15	14	12	<12	—
臭気濃度	—	32	25	16	<16	300 [※] 参考

（注）臭気濃度以外の悪臭物質については、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」（昭和57年2月23日、奈良県告示第778号）の一般地域に定めらる規制基準。臭気濃度については、「奈良県悪臭防止対策指導要綱」（昭和63年3月11日）の一般地域に定められる指導基準。

※）参考-臭気濃度による指導基準

「奈良県悪臭防止対策指導要綱」（昭和63年3月11日）の一般地域に定められる排出口基準。
なお生駒市は対象地域に含まれない。

測定位置：敷地境界（風上）

		6月	8月	11月	2月	敷地境界における 規制基準値（注）
アンモニア	ppm	< 0.1	0.1	0.1	< 0.1	1
メチルメルカプタン	ppm	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002
硫化水素	ppm	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02
硫化メチル	ppm	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01
二硫化メチル	ppm	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	0.009
トリメチルアミン	ppm	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.005
アセトアルデヒド	ppm	0.02	< 0.005	< 0.005	0.006	0.05
スチレン	ppm	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	0.4
プロピオン酸	ppm	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03
ノルマル酪酸	ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
ノルマル吉草酸	ppm	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	0.0009
イソ吉草酸	ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
臭気指数	—	<10	<10	<10	<10	—
臭気濃度	—	<10	<10	<10	<10	10 [※] 参考

（注）臭気濃度以外の悪臭物質については、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」（昭和57年2月23日、奈良県告示第778号）の一般地域に定めらる規制基準。臭気濃度については、「奈良県悪臭防止対策指導要綱」（昭和63年3月11日）の一般地域に定められる指導基準。

※）参考-臭気濃度による指導基準

「奈良県悪臭防止対策指導要綱」（昭和63年3月11日）の一般地域に定められる敷地境界線基準。
なお、生駒市は対象地域に含まれない。

測定位置：敷地境界（風下）

	6月	8月	11月	2月	敷地境界における 規制基準値（注）
アンモニア ppm	0.1	0.7	0.1	< 0.1	1
メチルメルカプタン ppm	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002
硫化水素 ppm	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02
硫化メチル ppm	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01
二硫化メチル ppm	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	0.009
トリメチルアミン ppm	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.005
アセトアルデヒド ppm	0.019	< 0.005	0.007	0.005	0.05
スチレン ppm	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	0.4
プロピオン酸 ppm	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03
ノルマル酪酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
ノルマル吉草酸 ppm	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	0.0009
イソ吉草酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
臭気指数 -	<10	<10	<10	<10	-
臭気濃度 -	<10	<10	<10	<10	10 ※) 参考

(注) 臭気濃度以外の悪臭物質については、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(昭和57年2月23日、奈良県告示第778号)の一般地域に定めらる規制基準。臭気濃度については、「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる指導基準。

※) 参考-臭気濃度による指導基準

「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる敷地境界線基準。
なお、生駒市は対象地域に含まれない。

測定位置：北田原イモ山地区

	6月	8月	11月	2月	敷地境界における 規制基準値（注）
アンモニア ppm	< 0.1	0.2	< 0.1	< 0.1	1
メチルメルカプタン ppm	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002
硫化水素 ppm	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02
硫化メチル ppm	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01
二硫化メチル ppm	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	0.009
トリメチルアミン ppm	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.005
アセトアルデヒド ppm	0.02	< 0.005	< 0.005	0.005	0.05
スチレン ppm	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	0.4
プロピオン酸 ppm	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03
ノルマル酪酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
ノルマル吉草酸 ppm	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	0.0009
イソ吉草酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
臭気指数 -	<10	<10	<10	<10	-
臭気濃度 -	<10	<10	<10	<10	10 ※) 参考

(注) 臭気濃度以外の悪臭物質については、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(昭和57年2月23日、奈良県告示第778号)の一般地域に定めらる規制基準。臭気濃度については、「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる指導基準。

※) 参考-臭気濃度による指導基準

「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる敷地境界線基準。
なお、生駒市は対象地域に含まれない。

測定位置：白庭台地区

	6月	8月	11月	2月	敷地境界における 規制基準値（注）
アンモニア ppm	0.1	0.7	< 0.1	< 0.1	1
メチルメルカプタン ppm	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002
硫化水素 ppm	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02
硫化メチル ppm	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01
二硫化メチル ppm	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	0.009
トリメチルアミン ppm	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.005
アセトアルデヒド ppm	0.018	< 0.005	0.005	< 0.005	0.05
スチレン ppm	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	0.4
プロピオン酸 ppm	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03
ノルマル酪酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
ノルマル吉草酸 ppm	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	0.0009
イソ吉草酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
臭気指数 -	<10	<10	<10	<10	-
臭気濃度 -	<10	<10	<10	<10	10 ※) 参考

(注) 臭気濃度以外の悪臭物質については、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(昭和57年2月23日、奈良県告示第778号)の一般地域に定めらる規制基準。臭気濃度については、「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる指導基準。

※) 参考-臭気濃度による指導基準

「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる敷地境界線基準。
なお、生駒市は対象地域に含まれない。

3 施設概要

(1) 生駒市清掃センター

人口増加やライフスタイルの変化などによるごみの増加に対応するため、1日に110tのごみを焼却できる炉を2基備えた生駒市清掃センターは、平成3年3月に竣工して以来、環境保全と安全対策に細心の注意を払いつつ、安定かつ適切にごみ処理を行うとともに、発生した熱エネルギーを回収し、生駒市清掃センター施設内及び隣接する生駒山麓公園施設内において、温水生成のための熱源として利用している。

平成9年には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「大気汚染防止法」が改正され、既設炉の排ガス中のダイオキシン類(*)濃度基準が、平成14年12月以降1ng-TEQ/m³N(*)以下に規制されることになり、この新基準に適合させるため、平成12年度からダイオキシン類排出削減恒久対策に着手し、平成14年3月に改修が完了している。

また、生駒市清掃センター工場棟2階に「ごみの情報館」を設置し、一目でごみの焼却処理・排ガス処理・灰処理などの流れをみるができるように、焼却処理施設の模型を設置している。さらに、生駒市清掃センター施設全体の模型・循環型社会を作るための啓発コーナーやごみの量の比較表等、さまざまなごみの情報源として、市民がごみ処理について学び、関心を持ってもらえるようになっている。平成30年度には、市内12小学校の約1,247人及びその他見学者約55人をあわせて、1,302人の方々が施設見学に訪れた。

今後さらに環境衛生の推進とごみの減量化・リサイクル化を進め、より効率的なごみ処理を実施していく。

① 施設の概要

所在地	生駒市俵口町 2116 番地 91
敷地面積	48,023m ² (甲子園球場 1 個分の広さ)
延べ床面積	6,994.29m ² (小学校の教室 110 個分の広さ)
構造・階数	鉄筋コンクリート造 地上 2 階 / 地下 2 階
処理能力	220 トン / 24 時間 (110 トン / 24 時間 × 2 炉)
炉型式	流動床式焼却炉

② 公害防止対策

a 排ガス対策

高性能の集じん装置や有害ガス除去装置を採用し、ダイオキシン類対策をはじめ、厳しい基準値に適合したきれいな排ガスを排出している。

b 飛灰対策

飛灰は、加熱脱塩素化処理装置でダイオキシン類を分解した後、薬剤を添加し、有害重金属の溶出を防止して、最終処理場へ搬出している。

c 臭気対策

ごみピットの臭気は、エアーカーテンにより施設外への漏れ出しを防止するとともに、燃焼用空気として、焼却炉内で高温による熱分解処理を行っている。

d 汚水排水対策

ごみ汚水は焼却炉内で噴霧処理する。施設内で発生するその他の汚水は、処理した後に排ガス冷却水として再利用するなど、施設外に汚水排水を出さない完全クローズドシステムを採用している。

(2) エコパーク 21

平成 13 年 4 月に本格稼働したし尿処理施設エコパーク 21 は、単にし尿や浄化槽汚泥を衛生的に処理するのではなく、その処理過程から発生する汚泥に有機性廃棄物の生ごみを加えて、メタンガスを発生させ、電気・熱エネルギーの回収を行うとともに、メタン発酵を終えた汚泥を原料にして肥料を生産する施設である。

平成 30 年度のし尿等の処理状況は、汲み取りし尿が 3,735.89k1、浄化槽汚泥が 20,478.14k1、平成 28 年 4 月から受け入れを開始した平群町汚泥が 2,292.45k1 で合計 26,506.48k1 となり、1 日当たりに換算すると、し尿 10.24k1、浄化槽汚泥 56.10k1、平群町汚泥 6.28k1 を合わせ約 72.62k1 の処理をしたことになる。

生ごみについては、市内の大型店舗等から排出される野菜系の生ごみと学校給食センターの調理残渣を活用しており、搬入された量は、422.61t で 1 日平均 1.24t となっている。

本施設の主要な処理システムは、受入・貯留設備、膜分離高負荷脱窒素処理設備、高度処理・消毒設備、汚泥処理（再資源化）、脱臭設備において、適正な水処理と効率的な資源・エネルギーを回収するとした循環型社会に対応した施設である。

再資源化システムは、汚泥に生ごみを加えてメタン発酵を行い、メタンガスを回収し発電を行っている。発電した電気は、施設内の照明用電力に、また余剰のメタンガスは蒸気ボイラの燃料としてメタン発酵槽の加温の熱源に利用する等、エネルギーの有効活用を行っている。

さらに、メタン発酵を終えた消化汚泥は、真空乾燥し肥料とするため堆肥化装置で発酵させた後に袋詰めして、市民の方々に提供し、家庭菜園などの肥料として利用されている。なお、この汚泥発酵肥料（たけまるコンポ）は、農林水産大臣に普通肥料として登録している。

また、平成 29 年 3 月 27 日からエコパーク 21 処理水の放流先を河川から公共下水道(*)に切り替えた。その際に、水処理工程のうち膜分離装置及び活性炭吸着塔での処理を停止し、これらの設備をバイパスして下水道に放流する工程に変更を行っている。

① 施設の概要

所在地：生駒市北田原町 2476 番地 8

敷地面積：7,518m²

建築面積：2,252m²

処理能力：し尿等 80k1/日（し尿 10k1/日・浄化槽汚泥 70k1/日）生ごみ 1.3 t/日（最大 2.6 t/日）

処理方式：水処理工程・・・膜分離高負荷生物脱窒素処理方式＋高度処理のうち、膜分離装置及び活性炭吸着塔をバイパスし、放流先を下水道放流とする。

再資源化工程・・・高温高速メタン発酵方式（メビウスシステム）及び汚泥堆肥化

② 公害防止対策

a 騒音・臭気対策

本施設は、住宅地に近接しているため、騒音・振動等の発生を防止する対策を行うほか、特に臭気については、し尿等の搬入する車両の出入り口を二重構造にするとともに薬剤による洗浄や活性炭による吸着処理を行い、臭気がエコパーク 21 から外部に出ない対策を講じている。

(3) 火葬場

生駒市営火葬場は昭和 47 年に設置され、市民生活に欠くことのできない施設として稼動している。敷地内には小規模ながら斎場も併設している。

また、設置後 40 年以上経過しており、利用者は増加する傾向にあるが、火葬場施設の機能低下はなく、炉内の耐火レンガの張り替えや台車の補修などを実施するなど、適正な維持管理に努めて対応している。

火葬場の炉は廃棄物処理施設ではないので大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法の特定施設には該当しないが、火葬時の副葬品に制限を加えるとともに、平成 7 年度には煙道の再燃設備を設置して排出ガスを更に高温で焼却して完全燃焼させ、ダイオキシン類の発生を抑止に努めている。

平成 12 年 3 月に厚生労働省より火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針が出されたことにより、そのガイドラインに基づき調査を実施している。

① 施設の概要

所在地 : 生駒市東菜畑 1 丁目 90 番地

敷地面積 : 1,256 m² (380 坪)

延べ床面積 : 火葬場 160 m² (48 坪)

斎場 36 m²

納骨塔 9 m²

納骨堂 16 m²

構造 : 鉄筋コンクリート造平屋建て

設備 : 火葬炉 5 基 (昭和 54 年度 2 基増設)

② 火葬場の利用状況

		平成26	27	28	29	30
火葬場	市内 (件)	738	749	766	779	762
	市外 (件)	185	160	167	163	214
	合計 (件)	923	909	933	942	976
	1 日当たり (件/日)	2.5	2.5	2.5	2.6	2.7
斎場 (件)		5	11	6	6	7

③ 火葬場使用料(平成 26 年 7 月 1 日から)

			使用料	
			市内	市外
火葬場	大人 (12歳以上の者)	一体につき	10,000円	80,000円
	小人 (12歳未満の者)	一体につき	5,000円	40,000円
	死産児	一体につき	2,500円	25,000円
	人体の一部	一個につき	1,700円	17,000円
斎場	2 時間以内		2,060円	
	2 時間以上 1 時間につき		1,030円	

4 生駒市環境基本条例

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本指針(第7条)

第2節 環境基本計画等(第8条・第9条)

第3節 環境の保全及び創造のための施策等(第10条—第19条)

第4節 地球環境の保全の推進(第20条)

第5節 推進体制の整備等(第21条・第22条)

第3章 環境審議会等(第23条・第24条)

附則

私たちは、生駒山に象徴される緑豊かな生駒山地をはじめ、緩やかな矢田・西の京丘陵などの心と自然環境に囲まれ、美しい水と緑の織り成す恵み豊かな環境の下で、生活を営み、文化や歴史を育んできた。

しかしながら、近年の人口増加や科学技術の発展による様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、生活の利便性や物質的な豊かさをもたらす反面、環境への負荷が自然や都市基盤における環境容量を上回り、人の健康をはじめ生活環境の健全性や自然環境の豊かさ等が損なわれるおそれが生じてきている。

さらに、これらの環境問題は、地域の環境にとどまらず、地球全体の温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境にまで及び、私たちの生活の基盤である地球環境が脅かされるまでに至っている。

もとより、良好な環境は、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできないものであり、このかけがえのない恵み豊かな環境を保全し、将来の世代へ引き継いでいくことは、私たちの願いであり、また責務である。

このため、私たちは、限りある環境を守るため、自らがこれまでの社会経済システムや生活様式を環境への負荷の少ないものに改め、市、事業者及び市民が相互に協力しながら環境の保全及び創造を図り、人と自然との共生及び持続的な発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献していくため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ)に係る被害が生ずることをいう。

(3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない良好な環境を確保するとともに、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、現在及び将来の世代が恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるように行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会の構築を目的として、すべての者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生できる都市の実現を目的として良好な自然環境を生かし、潤いと安らぎのある快適な環境が確保されるように行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境にかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図り、その推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることになるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に、自ら積極的に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本指針

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然、文化及び歴史との豊かな触れ合いが保たれること。
- (4) 廃棄物の減量化及び資源の循環的な利用が促進されること。
- (5) 地球温暖化の防止等に資する再生可能エネルギーの普及及びエネルギーの効率的な利用が促進されること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生駒市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、第23条第1項に規定する生駒市環境審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第9条 市長は、毎年、市の環境の状況、環境基本計画により実施された環境の保全及び創造に関する施策の状況等を公表するものとする。

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(環境への配慮の促進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者(以下「開発事業者」という。)がその事業の実施に当たり環境の保全及び創造について配慮すべき事項を定めるとともに、開発事業者がこれに即して自ら積極的に配慮することを促進するため、その普及に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、開発事業者が環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する場合において、当該開発事業者がその事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果により、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制的措置等)

第13条 市は、環境の保全及び創造を図るために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議して必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造の確保について、必要に応じて利害関係者と協議し、及び指導、助言その他の措置を講ずることができる。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)

第14条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これに関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全及び創造に関する事項について、必要な調査研究を行うものとする。

(監視等の実施)

第18条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等を行うように努めるものとする。

(環境マネジメントシステム)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、環境マネジメントシステム(環境に配慮した活動を進めるための目標を決定し、当該目標を達成するための継続的な改善を図る仕組みをいう。以下同じ。)の導入及び推進を図るものとする。

- 2 環境マネジメントシステムの実施に当たっては、環境への負荷の低減に向けて取り組む項目について、目標を設定し、その取組状況を評価し、見直しを行うものとする。
- 3 環境マネジメントシステムに係る方針の決定、総合調整等を行うため、市長を本部長とする生駒市環境マネジメントシステム推進本部を置く。
- 4 環境マネジメントシステムの運用に関し必要な事項の調査等を行うため、市長が指名する職員で構成する生駒市環境マネジメントシステム推進委員会を置くことができる。
- 5 環境マネジメントシステムを適正に運用するため、第24条第1項に規定する環境マネジメントシステム推進会議において、取組状況の点検及び評価を行うものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、環境マネジメントシステムの運用に関し必要な事項は、市長が定める。

第4節 地球環境の保全の推進

第20条 市は、国及び奈良県の施策と相まって、事業者及び市民と連携して、地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。

第5節 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第21条 市は、国、奈良県、事業者及び市民と連携して、環境の保全及び創造に関する施策を推進する体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第22条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会等

(環境審議会)

第23条 市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、生駒市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項
- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 議会の議員

- (2) 学識経験のある者
- (3) その他市長が必要と認める者

- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境マネジメントシステム推進会議)

第24条 環境マネジメントシステムの適正な運用を図るため、生駒市環境マネジメントシステム推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

- 2 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 環境マネジメントシステムに係る取組状況について点検し、及び評価すること。
 - (2) 環境マネジメントシステムに係る目標について調査審議すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境マネジメントシステムに関する必要な事項について調査審議すること。
- 3 推進会議は、委員35人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 事業者及び市民
 - (3) 市職員
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 推進会議は、必要があると認めるときは、専門チームを置くことができる。
- 8 推進会議は、その定めるところにより、専門チームの決議をもって推進会議の決議とすることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (以下、省略)

5 環境行政の沿革

年 月	生駒市の動き	国・県の動き
昭和 42 年 8 月		公害対策基本法公布
昭和 43 年 6 月		大気汚染防止法、騒音規制法公布
昭和 45 年 12 月		廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法公布
昭和 46 年 6 月		悪臭防止法公布
昭和 46 年 7 月		奈良県公害防止条例施行
昭和 46 年 11 月	生駒市制施行	
昭和 47 年 6 月	生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例公布	自然環境保全法公布
昭和 48 年 6 月		「奈良県光化学スモッグ緊急対策要領」実施
昭和 48 年 10 月		瀬戸内海環境保全特別措置法公布
昭和 51 年 6 月		振動規制法公布
昭和 49 年 4 月	生駒市火葬場条例施行	
昭和 63 年 4 月	生駒市環境保全条例施行	
平成 3 年 4 月	生駒市清掃施設条例施行（生駒市清掃センター、清掃リレーセンターの設置）	再生資源の利用の促進に関する法律公布
平成 4 年 3 月	たつたがわ万葉クリーン計画を策定	
平成 5 年 8 月	生駒市学研高山地区環境保全対策基本指針を策定	
平成 5 年 11 月		環境基本法公布
平成 6 年 1 月	生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行（全部改正）	
平成 6 年 12 月		国の環境基本計画策定
平成 7 年 3 月	生駒市一般廃棄物処理基本計画策定	
平成 7 年 6 月		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律公布
平成 8 年 3 月	生活排水処理基本計画策定	奈良県環境総合計画策定
平成 9 年 4 月		奈良県環境基本条例施行 奈良県生活環境保全条例施行
平成 9 年 6 月		環境影響評価法公布
平成 10 年 6 月		特定家庭用機器再商品化法公布
平成 10 年 10 月		地球温暖化対策の推進に関する法律公布
平成 11 年 3 月	生駒市環境保全条例を廃止し生駒市環境基本条例施行、生駒市環境基本計画策定	
平成 11 年 12 月		奈良県環境影響評価条例施行
平成 12 年 1 月		ダイオキシン類対策特別措置法施行

年 月	生駒市の動き	国・県の動き
平成 12 年 6 月		循環型社会形成推進基本法公布 食品リサイクル法施行
平成 13 年 3 月	生駒市環境行動計画策定	
平成 13 年 4 月	エコパーク 2 1 条例施行 (衛生処理場)	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)施行
平成 14 年 1 月		P R T R 法施行
平成 14 年 5 月		建設リサイクル法施行
平成 15 年 1 月		自然再生推進法施行
平成 15 年 2 月		土壌汚染対策法施行
平成 15 年 7 月		環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進 に関する法律公布
平成 16 年 6 月		景観法公布
平成 16 年 9 月	生駒市緑の基本計画策定	
平成 17 年 1 月		自動車リサイクル法施行
平成 17 年 2 月		京都議定書発効
平成 17 年 3 月	生駒市一般廃棄物処理基本計画策定	
平成 17 年 6 月	いこま水環境実感再生計画認定	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に 関する法律施行
平成 18 年 3 月		石綿による健康被害等の救済に関する法律施行 奈良県環境総合計画策定
平成 18 年 4 月		特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行
平成 21 年 3 月	生駒市環境基本計画 (第 2 次) 策定	
平成 21 年 4 月		奈良県景観計画策定
平成 21 年 5 月		エネルギーの使用の合理化に関する法律 (省エネ法) 改正
平成 21 年 10 月	生駒市環境基本計画推進会議 (ECO-net 生 駒) 設立	
平成 22 年 12 月	生駒市環境マネジメントシステム運用開始	
平成 23 年 1 月	景観法に基づく景観行政団体となる	
平成 23 年 1 月	生駒市まちをきれいにする条例施行 生駒市景観条例施行	
平成 23 年 4 月	生駒市景観計画策定	
平成 23 年 5 月	ごみ半減プラン (生駒市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画) 策定	
平成 23 年 7 月	環境自治体スタンダード (LAS-E) 第 1 ステ ージ合格証を取得	
平成 24 年 10 月	生駒市環境基本条例改正	
平成 25 年 3 月		奈良県エネルギービジョン策定
平成 25 年 4 月		小型家電リサイクル法施行
平成 25 年 10 月	生駒市まちをきれいにする条例改正	

年 月	生駒市の動き	国・県の動き
平成 26 年 3 月	環境モデル都市に選定 生駒市エネルギービジョン策定	
平成 26 年 6 月	生駒市環境基本計画 5 年目見直し版策定	
平成 27 年 1 月	生駒市環境モデル都市アクションプラン策定	
平成 27 年 4 月	家庭ごみ有料化を開始	
平成 28 年 3 月		奈良県環境総合計画策定 第 2 次奈良県エネルギービジョン策定
平成 28 年 10 月	生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行	
平成 29 年 10 月	生駒市歩きタバコ及び路上喫煙の防止に関する条例施行	
平成 30 年 4 月		国の第五次環境基本計画を閣議決定
平成 31 年 3 月	生駒市環境基本計画（第 3 次）策定 生駒市環境モデル都市アクションプラン（第 2 次）策定	第 3 次奈良県エネルギービジョン策定

生駒市の環境
《令和元年度版》

令和2年3月

編集発行：生駒市地域活力創生部

環境モデル都市推進課

市民部 環境保全課

〒630-0288 生駒市東新町8番38号

TEL：(0743)74-1111

FAX：(0743)75-8125